

## 愛川町危険空き家等解体・除却に係る固定資産税等の減免に関する取扱い要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、適切に管理されていない危険空き家等を解体・除却する者のうち、「愛川町危険空き家等解体費補助金交付要綱」(令和4年6月1日施行。以下「解体費補助要綱」という。)の規定に基づく補助金の交付を受け、当分の間、解体・除却した危険空き家等の敷地の用に供されていた土地(以下「跡地」という。)を保全管理する場合の固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)について、愛川町税条例(昭和50年条例第4号。以下「税条例」という。)第23条第1項第4号及び愛川町税条例施行規則(平成15年規則第6号。以下「規則」という。)第19条第1項第4号イの規定に基づいて減免することについて、必要な事項を定め、もって町内に存する危険空き家等の解体・除却を促進し、安全、安心のまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空き家等 町から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する助言若しくは指導を受けている同法第2条第2項に規定する特定空家等又は愛川町特定空家等の認定基準において愛川町特定空家等判定委員会の審議を経ずに特定空家等として認定が可能な居住用家屋をいう。
- (2) 所有者等 危険空き家等及び跡地に係る所有権その他の権利を有し、処分等を行うことができる者及びその相続人をいう。
- (3) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例 地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2及び同法第702条の3に規定する住宅用地に係る固定資産税等の課税標準の特例(以下「住宅用地特例」という。)をいう。

### (跡地の固定資産税等の減免)

第3条 町長は、危険空き家等の解体・除却により、住宅用地特例の対象とならなくなった跡地について、当該危険空き家等を解体・除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から3年度分継続して固定資産税等の一部を減免することができる。

2 前項の規定による固定資産税等の減免額は、住宅用地特例に該当しないものとして算定した固定資産税等の額から、住宅用地特例に該当するものとして算定した固定資産税等の額を差し引いて得られた額とする。

3 町長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、固定資産税等を減免しない。

- (1) 所有者等が町税(国民健康保険税を含む。)の滞納者である場合又は愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有するものである場合
- (2) その他町長が減免することが適当でないとした場合

4 町長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その日以後に賦課期日が到来する年度にあっては、固定資産税等を減免しない。

(1) 対象地が専ら人の居住の用に供された場合

(2) 対象地が所有者等により営利目的で使用されることとなった場合

(3) 売買、交換、贈与その他の事由により、対象地の全部又は一部の所有者等に変更があった場合（相続により対象地に係る権利が承継された場合を除く。）

（減免の申請）

第4条 前条の規定により固定資産税等の減免を受けようとする所有者等は、減免を受けようとする年度の第1期固定資産税納期限までに町長に税条例第23条第2項において準用する同条例第18条第2項の規定による減免申請をしなければならない。

2 前項の規定による減免申請は、規則第13条第2項に規定する町税減免申請書（第12号様式）により行うものとし、解体費補助要綱第12条に規定する交付確定通知書の写しを添付しなければならない。

3 町長は、前項の規定により申請を受けたときには、その適否を決定し、規則第13条第3項に規定する町税減免決定通知書（第13号様式）により通知する。

4 前3項の規定により固定資産税等の減免を受けた所有者等は、その減免事由が消滅した場合は、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（減免の取消し）

第5条 町長は、この制度による固定資産税等の減免後、減免申請の内容等に虚偽があったと認めた場合又は減免することが適当でないとして認めた場合は、当該減免の全部又は一部を取り消すことができる。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。